通勤手当決定に係る条項等

公立学校職員の給与に関する条例第21条
第１号＝普通交通機関利用者…A
第２号＝自家用車等利用者…B
第３号＝A及びBの併用者

育児短時間勤務及び再任用短時間勤務の職員

手当額の決定
通勤手当の条項第２項
□第１号　□第２号　□第３号
□地域手当の支給される地域
□育児短時間勤務職員等
（平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回）
□規則第６条の３
□第１号　□第２号　□第３号
通勤手当の条項
□第３項

・東京都の区
・大阪市　・名古屋市

・特別急行列車
・高速自動車国道　利用者

併用者の金額区分及び支給額

◆第１号

「第２号」及び「第３号」以外の場合で、１箇月当たりの普通交通機関等の運賃等相当額と自動車等に係る手当額との合計額が

ア　56,200円以下
支給額＝普通交通機関等に係る手当額と自動車等に係る手当額

イ　56,200円を超える
支給額＝56,200円×最も長い支給単位期間の月数

※２km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤が著しく困難な職員も該当

普通交通機関等の利用が通常徒歩によることを例とする距離内の者及び自動車等の使用距離が片道２km未満の者

◆第３号

１箇月当たりの運賃等相当額＜自動車等に係る手当額

支給額＝自動車等に係る額

◆第２号

１箇月当たりの運賃等相当額≧自動車等に係る手当額

支給額＝普通交通機関等に係る手当額